

『令和7年度から**多子世帯の学生**に対する大学の授業料・入学金の支援が拡充されます』

令和6年度より、高等教育の修学支援新制度が拡充され、中間所得層（多子世帯・私立理工農系）への支援が実施されています。

令和7年度からは、さらに「多子世帯」の学生に対する大学の授業料・入学金の支援が拡充されます。

扶養する子どもが3人以上いる場合、**所得制限なく授業料年額70万円、入学金26万円の減免（無償化）を受けることができます。**

（授業料が70万円以下の場合、授業料額分までの減免となります。）

在学生でも、同様に授業料の減免を受けることができます。

制度の詳細については、文部科学省ウェブサイトでご確認ください。

令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ

https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

この支援を受けるには

日本学生支援機構の「給付奨学金」の申請が必要です。

手続きをしなければ、授業料等減免を受けることはできません。

（すでに修学支援新制度で日本学生支援機構「給付奨学金」・「授業料等減免」を受けている方は手続き不要です。）



高等教育の修学支援新制度は、日本学生支援機構「給付奨学金」と「授業料等減免」がセットになっています。

日本学生支援機構「給付奨学金」とは、毎月支給される返還義務のない奨学金です。

※ 日本学生支援機構の給付奨学金は、収入によって支給額が異なります。支援区分によっては、「授業料減免」のみの支援となる場合もあります。

- ・ 新入生で日本学生支援機構奨学金を高校で予約し採用候補となっている方でも、入学後に改めて進学届の入力等手続きが必要です。
- ・ 多子世帯で高校予約において収入基準で不採用となった方も、入学後に再度申請することで採用される可能性があります。

< 申込み >

申込みは**令和7年4月**からです。

在学生は、「F Uポータルのお知らせ」（3月下旬掲載予定）を確認してください。

新入生は、入学案内に同封している「新入生スタートダッシュブック」（3月中旬送付予定）を確認してください。

< 授業料等減免 >

在学生で新規に申請する方は、第一期学費等納入金の全額を納入していただき、採用後、授業料の減免金額を還付します。

新入生も、入学前に一旦入学金と第一期学費等納入金の全額を納入していただき、採用後、入学金と授業料の減免金額を還付します。

在学生も新入生も、採用された後は第二期学費等納入金から減免後の金額での納入となります。

- ※ 本学の学費等納入金は、「授業料」「教育充実費」「委託徴収金」が含まれています。多子世帯の授業料等減免に採用された場合でも、「減免分を引いた残りの授業料」「教育充実費」「委託徴収金」については、各自でご負担いただきます。
- ※ 多子世帯の条件は、3人同時に扶養されていることが必要です。兄弟等が就職を機に経済的に自立する等扶養から外れ、扶養する子どもが2人以下となった場合は、支援対象外となります。

【問い合わせ先】

福岡大学学生課 奨学金係

TEL：092-871-6631（代）（内線：2655）※平日8時50分～16時50分